

経済・資源大国の経済的威圧にどう対応するか

◆中国が自由貿易協定（ECFA）に基づく関税優遇措置を停止

2024年6月15日、中国財政部は、ECFAに基づく台湾からの一部輸入品への関税引き下げ措置を停止した。対象は樹脂やリチウムイオン電池など134品目である。中国は1月1日から、台湾の中国産品に対する差別的な輸入制限措置を理由に、12品目の台湾産品に対する関税引き下げ措置を停止しており、これに追加した形だ。中国は今回の措置の理由を、「台湾が差別的措置を撤回しないため」としているが、5月20日に就任した頼総統への経済的威圧との指摘も多い。

経済的威圧とは、一般的に「自国の経済資源や経済手段を用いて他国に圧力をかけ、政策の変更を迫る行為」と定義される。有名な事案としては、新型コロナウイルスの発生源調査を巡り、中国が豪州産のワインや農産物へ輸入制限措置を科した件などがあるが、中国の強制的技術移転の是正を目的とする米国の一方的な追加関税措置も、WTOを介していないという意味で一種の経済的威圧といえよう。

◆経済的威圧に対する最善策は、貿易制限措置ではない

経済的威圧行為が大きな問題となっている背景には、国家間の経済的依存関係の深化と、経済・資源大国による外交姿勢の変化などが挙げられる。例えば、ある大国に重要物資の供給を100%依存している場合、当該国の生産状況や外交姿勢の変化などによって、いつでも当該物資が輸入国のチョークポイントになり得てしまう。23年5月のG7サミットや10月のG7貿易相会合でも、中国などを念頭に、経済的威圧への対応策が議論されている。

本来、経済的威圧を受けた場合、当該措置がWTO協定違反であれば、WTO協定に基づいて対応する必要がある。しかし、WTOを介した紛争処理には年単位の時間がかかることや、そもそも紛争処理機関が稼働していないため、EUは経済的威圧に対抗するための貿易制限措置法の整備を進め、米国も同様の議論を進めている。しかしこれは抜本的な解決策とはいえない。企業にとってみれば、経済的威圧に対する最善策は自由貿易に基づくサプライチェーンの分散であり、貿易制限措置ではない。世界で自由貿易の潮流が停滞しないことを期待したい。【田中雄作】